

千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する事務取扱要領

第1章 総則

1 趣旨

この要領は、千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成9年千葉市条例第36号、以下「条例」という。）及び千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成9年千葉市規則第64号、以下「規則」という。）並びに千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する指導要綱（平成10年1月1日一部改正、以下「指導要綱」という。）に定めるもののほか、事務取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要領における用語の意義は、条例及び規則並びに指導要綱の定めるところによる。

第2章 指導要綱に関する事務取扱要領

1 事前協議書

- (1) 指導要綱第4条第1項、指導要綱第4条の2第1項及び指導要綱第14条に規定する事前協議書等（以下「事前協議書」という。）並びに事前協議書に添付する書類は、日本工業規格A列4判に調製したものであることとする。
- (2) 代理人によって事前協議書を提出するときは、当該代理人の権限を証する書面（事前協議書と同じ押印のあるもの）を添付することとする。ただし、特定事業予定者が法人の場合で当該法人の社員が提出する場合は、社員証その他社員であることを証する書面の提示によることができる。
- (3) 事前協議書に記載する現場事務所及び関係書類等の縦覧場所を特定事業場の区域以外とする場合は、その位置図を添付することとする。
- (4) 指導要綱第4条第2項第1号及び指導要綱第4条の2第2項第1号に規定する住民票の写し（事業者が法人にあっては、法人の登記事項証明書）及び当該事前協議書に押印した印鑑の印鑑登録証明書は、事前協議書提出日から3月以内に作成されたものに限る。なお、特定事業予定者が本市住民である場合にあっては、住民票の写しの添付を省略することができる。ただし、その場合は、当該事前協議に対する事前協議済書の通知を行うにあたり、本市の関係機関に申請者の住民登録関係情報を照会し、確認するものとする。
- (5) 指導要綱第4条第2項第6号及び指導要綱第4条の2第2項第11号に規定する現場責任者の氏名及び職名は、「現場責任者説明事項」に記載し、指導要綱第4条第2項第7号及び指導要綱第4条の2第2項第12号に規定する現場責任者であることを証する書面とともに、住民票の写し又は官公署の発行した免許証、許可書若しくは身分証明書で本人の写真を貼り付けたものの写しを添付することとする。
- (6) 指導要綱第4条第2項第18号、第19号及び第20号並びに指導要綱第4条の2第2項第5号及び第6号に規定する土地の登記事項証明書及び公図の写しは、事前協議書提出日から3月以内に作成されたものに限る。
- (7) 指導要綱第4条第2項第21号、第22号及び第23号並びに指導要綱第4条の2第2項第7号、第8号及び第9号に規定する印鑑登録証明書は、事前協議書提出日から3月以内に作成されたものに限る。
- (8) 指導要綱第4条第2項第21号、第22号及び第23号並びに指導要綱第4条の2第2項第7号、第8号及び第9号の規定に基づき、特定事業区域内土地使用同意書若しくは

特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書又は特定事業区域内（小規模）土地使用同意書若しくは特定事業（小規模一時たい積）区域内土地使用同意書並びに特定事業区域内施工同意書並びに特定事業場（特定事業区域を除く）内土地利用同意書を事前協議書に添付する場合は、原本証明によりその写しを事前協議書に添付し、かつ原本を事前協議書の提出の際に提示することとする。

この場合において、これらの書面に押印した者の印鑑登録証明書についても、原本証明によりその写しを事前協議書に添付し、かつ原本を事前協議書の提出の際に提示することとする。

なお、これらの原本については、条例第10条第1項若しくは第2項、条例第12条第3項又は条例第20条の3第2項に規定する特定事業許可申請書等に添付させるものとする。

(9) 特定事業場の隣接土地所有者（隣接する土地が農地の場合は、耕作者を含む。）の同意書は、特定事業場を含む土地（筆）に隣接する全ての土地の所有者から得たものであることとする。

ただし、一時たい積特定事業にあつては、規則別表第3（1）に規定する幅以上の保安地帯が設けられており、かつ特定事業場と隣接する土地（筆）との離隔が5メートル以上設けられている場合は、この限りでない。

(10) 特定事業場の隣接土地所有者（隣接する土地が農地の場合は、耕作者を含む。）のうち、特定事業場の土地所有者と同一の者の特定事業隣接同意書については、添付を要さない。

(11) 隣接土地の所有者が法人であり、土地の使用・利用に際して協議内容を記載する所定の協議書等がある場合は、これを同意書に代えることができる。

(12) 指導要綱第4条第2項第21号、第22号、第23号及び第24号並びに指導要綱第4条の2第2項第7号、第8号、第9号及び第10号に規定する同意書等の同意者の住所又は氏名が、土地登記事項証明書の所有者と異なる場合は、土地所有権を有することを証する書面を添付することとする。なお、当該書面は事前協議書提出日から3月以内に作成されたものに限る。

(13) 特定事業説明会等計画書には、特定事業場の外周から直線距離で300mの範囲を明示した地図を添付することとする。

2 関係地域住民説明会

(1) 指導要綱第5条第2項に規定する、あらかじめ、関係地域住民に周知を図る内容とは、次の事項とする。

なお、アについては、説明会に参加する者の参集の便を考慮して定めるよう指導するものとする。

ア 説明会の開催日時及び場所

イ 条例第9条の3に規定する周知事項

(2) 指導要綱第5条第4項に規定する事業計画を記載した文書とは、条例第9条の3に規定する周知事項を記載した書面及び図面とする。

(3) 指導要綱第5条第4項に規定する、その責めに帰すことのできない事由とは、次に掲げる事由とする。

ア 天災、交通の途絶その他不測の事態により説明会の開催が不可能であること。

イ 事業予定者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

ウ 説明会の参加希望者がいないこと。

エ 各関係地域住民へ個別説明が実施され、説明会が不要と認められること。

(4) 指導要綱第5条第6項に規定する十分説明がなされていないとは、次の事項に該当する場合とする。

ア 条例第9条の3に規定する周知事項について説明が実施されていない。

イ 関係地域住民の説明会参加者が、関係地域世帯数の3分の1未満であり、かつ関係地域住民から、欠席者のために再度説明会を開催してほしい旨の要望がある。

ウ 関係地域住民の代表者から必要な説明が実施されていない等の相当な理由に基づき再度、説明会の開催の要望がある。

3 事前協議の有効期間

(1) 指導要綱第15条に規定するやむを得ないと市長が認める場合は、関係各課と継続的に協議調整が行われていると判断された場合とする。

(2) 指導要綱第16条第2項に規定するやむを得ないと市長が認める場合は、他法令の改正等による事業計画の変更とする。

4 適用除外

(1) 指導要綱第4条及び指導要綱第4条の2に規定する事前協議は、次に掲げる事項が行われた場合には適用しない。その場合は、これら事前協議に相当するものが行われたことを示す書面の写しを許可申請書に添付させるものとする。

ア 農地法の規定に基づく一時転用の許可に関する事前協議

イ 千葉市墓地等の経営等の許可に関する事前協議

ウ その他法令等に基づく許認可等の審査等が、事前協議に相当するものであると認められるもの。

(2) 特定事業変更許可の事前協議が、次に掲げる事項に該当する場合には、事前協議を要さないこととする。ただし、その場合は、変更の内容に応じ、(4)に規定する書面の写しを変更許可申請書に添付させるものとする。

ア 変更内容が、新たに関係課所管事務に係わらない。

イ 条例第19条第2項、条例第20条第2項及び条例第20条の2第2項に規定する確認に伴う指導による変更。

ウ 特定事業の期間の延長

(3) (2)のウの規定により事前協議を要しない場合は、指導要綱第5条に規定する説明会の開催を、変更許可申請までに実施させるものとする。ただし、一時たい積特定事業にあつては、この限りではない。

(4) 規則第9条の規定による事前協議を経ず特定事業変更許可申請書を受理する場合で、指導要綱第14条第1項に規定する特定事業(変更・譲受け)許可事前協議済書の通知を受けた者にあつては、指導要綱第4条第2項第20号、第21号、第22号及び第23号に規定する書類を変更許可申請書に添付させるものとする。

なお、添付を要する書類のうち、指導要綱第4条第2項第23号に規定する同意書については、特定事業場の隣接土地の所有者が、国及び地方公共団体、並びに規則第3条第1項、同条第2項に規定する公共的団体に該当する場合にあつては、添付を要さないこととする。

1 公共的団体

- (1) 公共的団体認定申請書及び添付書類は、日本工業規格A列4判とする。
- (2) 定款又は寄付行為の写しは、申請日から3月以内に作成されたものに限る。
- (3) 法人登記事項証明書は、申請日から3月以内に作成されたものに限る。
- (4) 事業報告書、損益計算書及び貸借対照表は、申請日の属する前年度のものに限る。
- (5) 規則第3条第1項第8号の規定により認定したときは、次の事項を公共的団体認定台帳に記載するものとする。

ア 認定番号

イ 認定年月日

ウ 団体の名称及び代表者の氏名

エ 団体の所在地

オ 設立年月日

カ 解散年月日

キ 出資総額

ク 地方公共団体別出資金額

ケ 土砂等の埋立て等に係る事業の実績

コ その他

2 許可の適用除外

規則第3条の3第5号の市長が必要と認める事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 土質改良プラントその他の施設の敷地内において、当該施設で化学的に性質を改良した土砂のみを用いて行う土砂の堆積
- (2) 軽微な農地改良事業に伴う土砂等の埋立て等
- (3) 法令等の許認可等を受けた事業に伴うもので、当該事業計画に植栽が計画されている場合にあっては、当該植栽のための植物の根が支障なく伸長して、水分や養分を吸収することのできる条件を備えており、ある程度以上の広がりがあり、植物を植栽するという目的に供せられる土層（植栽基盤）の整備のための土砂等の埋立て等（ただし、当該事業の植栽基盤以外の土砂等の埋立て等は除く。）
- (4) 地盤改良（サンドドレーン、サンドコンパクションパイル工法等）に必要な資材として用いる砂の敷均し堆積等
- (5) 建築又は解体工事に伴う地中埋設物（建築の基礎等）の撤去後の埋戻し等（ただし、周辺の地盤面と同程度の標高までの埋戻しのうち、周辺環境に影響を与えないものに限る。）

3 許可申請書及び届出書

- (1) 規則第4条第1項又は第4項、規則第8条第2項及び規則第17条の3第1項に規定する許可申請書（以下「許可申請書」という。）並びに規則第4条の2第1項又は第4項、規則第8条第5項及び規則第17条の3第4項に規定する届出書（以下「届出書」という。）並びに許可申請書又は届出書に添付する書類は、日本工業規格A列4判に調製したものであることとする。
- (2) 代理人によって許可申請書又は届出書を提出するときは、当該代理人の権限を証する書面（協議書と同じ押印のあるもの）を添付することとする。ただし、特定事業者が法人の場合で当該法人の社員が提出する場合は、社員証その他社員であることを証する書面の提示によることができる。
- (3) 許可申請書に押印した印鑑の印鑑登録証明書を添付させるものとし、許可申請書に押

印した印鑑の印鑑登録証明書は、申請日から3月以内に作成されたものに限る。

(4) 許可申請書又は届出書に記載する現場事務所及び関係書類等の縦覧場所を特定事業場の区域以外とする場合は、その位置図を添付することとする。

(5) 住民票の写し（事業者が法人の場合は、法人登記事項証明書）は、申請日から3月以内に作成されたものに限る。なお、特定事業を行おうとする者が本市住民である場合にあっては、住民票の写しの添付を省略することができる。ただし、その場合は、当該許可申請に対する許可を決定するにあたり、本市の関係機関に申請者の住民登録関係情報を照会し、確認するものとする（第2章1（4）の規定により確認した場合はこの限りでない）。

(6) 土地の登記事項証明書及び公図の写しは、申請日から3月以内に作成されたものに限る。

(7) 規則第4条第2項第18号及び規則第17条の3第2項第8号に規定する現場責任者であることを証する書面は、「現場責任者説明事項」を添付するものとし、現場責任者であることを証する書面とともに、住民票の写し又は官公署の発行した免許証、許可書若しくは身分証明書で本人の写真を貼り付けたものの写しを添付することとする。

(8) 規則第4条第2項及び第5項の規定に基づき許可申請書に添付する特定事業区域内土地使用同意書又は特定事業区域内（小規模）土地使用同意書（一時たい積特定事業の場合にあっては、特定事業（一時たい積特定事業）区域内土地使用同意書又は特定事業（小規模一時たい積）区域内土地使用同意書）及び特定事業区域内施工同意書又は特定事業場（特定事業区域を除く）内土地利用同意書（以下この章において、「同意書」という。）並びにこれらの書面に押印された印の印鑑登録証明書は、申請日から3月以内に作成されたものに限る。

ただし、これらの書面の写しを事前協議書に添付した場合にあっては、この規定は適用しない。

(9) 同意書の同意者の住所又は氏名が、土地登記事項証明書の所有者と異なる場合は、土地所有権を有することを証する書面を添付するものとし、申請日より3月以内に作成されたものに限る。

(10) 特定事業が規則別表第4に掲げる行為に該当する場合は、条例第10条第4項に規定する当該行為に該当すると証する書面とは、当該法令の規定に基づく許可書、認可書若しくは免許書の写し又は当該法令に基づく申請書（受付印のあるものに限る。）の写しとする。

4 許可の基準等

(1) 規則第6条に規定する特定事業許可（不許可）決定通知書及び規則第8条第4項に規定する特定事業変更許可（不許可）決定通知書の許可期間は、賃貸契約書・土地使用承諾書の期間とする。ただし、一時たい積特定事業の許可の期間は5年を限度とする。

(2) 条例に規定する不利益処分は、「環境局における行政手続法及び千葉市行政手続条例に基づく聴聞及び弁明の機会の付与に関する運営取扱要領」に基づく手続きを経るものとする。

5 土砂等の搬入の届出

(1) 条例第14条第1号に規定する公共事業により採取された土砂等である場合であって、あらかじめ市長の承認をうけたものとは「建設発生土管理基準」に適合するものであること。

6 地質検査等の報告

(1) 条例第16条第1項に規定する特定事業が小規模埋立て等であって、市長が行う必要

がないと認めるこれらの検査は、地質検査及び水質検査とする。ただし、この場合の地質検査は、条例第9条第1項第2号に規定する採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）、千葉県土採取条例（昭和49年千葉県条例第1号）、千葉市土の採取計画の認可に関する条例（平成28年千葉市条例第19号）又は「建設発生土管理基準」に適合する土砂等において施工される事業に限る。

（2）規則第12条第1項第1号に規定する地質検査を行う特定事業区域は、当該報告期間内に埋立て等を行った特定事業区域とする。

7 標識等の設置

（1）規則第15条に規定する標識は風雨に耐える構造であることとし、その材質は耐水性合板と同等以上のものとし、白地に黒文字とする。

8 完了検査等

（1）条例第19条第5項に規定する確認は、「特定事業廃止（休止）検査調書」により行うものとする。

（2）条例第20条第4項に規定する確認は、「特定事業完了検査調書」により行うものとする。

（3）条例第20条の2第4項に規定する確認は、「特定事業終了検査調書」により行うものとする。

9 相続等

（1）条例第21条第2項に規定する承継の事実を証する書面とは、次に掲げるものとする。

ア 譲渡契約書又は被継承者の承諾書

イ 合併契約書等の承継を証する書面の写し（写しにあっては、原本を確認する。）

（2）規則第18条の2第2項第1号及び第2号で定める住民票の写し（届出者が法人の場合は、法人の登記事項証明書）は、届出日から3月以内に作成されたものに限る。

（3）規則第18条の2第2項第3号で定める市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

ア 規則第18条の2第1項に規定する特定事業相続等届出書に押印した印鑑の印鑑登録証明書（届出日から3月以内に作成されたものに限る。）

イ 同意書及びこれらの書面に押印した印鑑の印鑑登録証明書（届出日から3月以内に作成されたものに限る。）

ウ 特定事業場（特定事業区域を除く。）の土地が自己所有でない場合にあつては、指導要綱第7条第3項に規定する土地利用承諾書及び押印した印鑑の印鑑登録証明書（届出日から3月以内に作成されたものに限る。）

エ 第3章3の(7)に規定する現場責任者説明事項

オ 指導要綱第5条第3項に基づき協定が締結されている場合は、承継者が協定締結者となっている協定書の写し

カ 特定事業が規則別表第4に掲げる行為に該当している場合は、承継者が受けた許可書等の写し、承継承認通知書等の写し又は承継届出書（受付印のあるものに限る。）の写し

附則

1 この要領は平成22年10月1日から施行する。

附則

1 この要領は平成24年12月1日から施行する。

附則

1 この要領は平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

1 この要領は令和 3 年 3 月 1 0 日から施行する。

附則

1 この要領は令和 7 年 5 月 2 6 日から施行する。